

性暴力の予防



奈良大学社会学部 准教授
今井 由樹子

性暴力の発生状況と「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下、教職員性暴力防止法とする)の公布

2019年中に、わいせつ行為等による懲戒または訓告等の処分を受けた全国の公立学校教職員(以下、処分者とする)は273人で、全教職員中の0.03%と過去2番目の多さで、被害者の約半数は加害教員の勤務する学校の児童生徒でした。しかし、性暴力の被害年齢が7〜18歳の場合、「どこにも(誰にも)相談しなかった」者が約半数でしたので(警察庁、2018)、公表されている教員の処分者数は、性暴力の実態の一部でしかないと推察されます。

教員による性暴力が、甚大かつ広範囲の脅威をもたらす事態であるという認識の高まりとともに、加害教員についての厳罰化が急速に進んでいます。教育職員免許状の失効者と懲戒免職事由が直近40年間検索できるようになり、児童生徒の被害・加害防止を目的とする「生命(いのち)の安全教育」教材が発出されて、性暴力を許さない意識の醸成が緒に付いたところですが、また6月4日に、「教職員性暴力防止法」が公布されました。この法律について筆者が注目している点を以下に述べます。

1. 「性暴力等」という用語について。これまで教育界では「わいせつ行為」という言葉が使われていましたが、心身の健全な発達に重大な影響を与える「性暴力」であると明示されました。

2. 学校在籍者に限らず、18歳未満のすべての者を被害対象者とし、子どもに対する教育者としての責任を再確認しています。

3. 性交等について、これまでの、「生徒から誘ってきた」、「同意の上」という加害教員の言い訳が厳しく問われることになりました。

4. 児童生徒性暴力等が、懲戒免職の事由となり得る行為であると明記されました。

5. 被害通報・相談によって犯罪の疑いがあると思われるときには、速やかに警察署に通報する義務が課されました。うやむやにしよう、または隠蔽するなどという事態が根絶されることが期待されます。

6. 児童生徒性暴力等による免許失効者の免許状再取得に厳しい制限が設けられます。

あくまで管見ですが、これまでのわいせつ行為に対する構えを払拭するほど先進的で、教員としての責務により一層の厳しさを求めた法律だという感触をもちます。

しかし、未だ、加害予防については文部科学省からの具体的な方策が示されていません。基本指針が策定されるので、そこに盛り込まれることが期待されます。

性暴力自己評価尺度の開発研究から見える予防策の提案

筆者は、予防のためには、全教員が性暴力発生理論を理解すること、自己の性行動の状態や危険性を把握可能なツールが必要であると考えています。教員の皆様のご協力を得て、教員の性暴力自己評価尺度を作成したので、その研究から考える予防策を提案します。

1. 性暴力発生理論を理解し、誰もが加害者になる可能性を知る

今回の研究では、「子どもへの性暴力の4つの前提条件」(Finkelhor, 1984)を基本的な性暴力発生理論としました。第I条件を満たし、順次第II条件、第III条件、第IV条件とすべての条件を満たすことで性暴力が発生するというリスク要因と発生過程を示しています。

第I条件は「性暴力の動機(してみたい)」であり、仕事や家族・恋人との関係についての鬱積した負の感情があり、①子どもとの情緒的癒着欲求の高まり・自己の強さと支配力や自己慰撫を感じたい欲求、②性的関心・刺激・興奮の高まり、③阻害・対等・健康な性的欲求の停滞、成人女性への恐れと憎しみ、成人との対人関係の自信のなさ(子どもとしか関係を結ぶことができない)であり、①から③の全て、またはいずれかの存在が必要とされます。第II条件は「内的抑止力の低下」で、自己制御力の低下と性暴力を正当化する思考です。第III条件は「外的(環境)抑止力の欠如」で、監督の不在のなかで対象者に接近すること。第IV条件は「子どもの抵抗の抑圧」で、信用の濫用や懐柔あるいは強制して性暴力を実行することです。

教員と児童生徒間の力関係そのものが被害者の

抵抗を抑圧することを常に念頭に置く必要があります。その気になれば、評価などの弱みを握って脅す、信用を逆手にとって巧妙に懐柔する、児童生徒が教員に向ける尊敬やほのかな恋心などに付け込み、徐々に性暴力を進行させ、児童生徒が驚き・戸惑っているあいだに性暴力を行うということなど容易に可能です。被害者は受け入れてしまった自分を責める、恋愛であったと思ひ込まれる、低年齢のために被害を認識できないなどの理由で被害を訴えることが出来ないことも多いのです。加害教員は、児童生徒に接近する機会、権力と信用のある関係性、児童生徒をコントロールするスキルを利用して性暴力に至るのです。

2. 定期的なチェックリスト実施による、自己点検と自己メンテナンス

チェックリストは、各教育委員会でも作成されています。リスク得点が高ければ必ず加害者になるわけではありませんが、加害行動発生の可能性が高いことを知ること、生活・行動・考え方を見直して予防することが期待できます。危険性が少ない者であっても、点検項目に答えることでリスク要因を具体的に理解し、周囲の者の性暴力の兆候に気づき声掛けを行う等職員間の浄化作用を促進する、あるいは発生予防の環境整備への意識化に繋がります。

一方、全教員の心と生活の充実 (Wellbeing) を図ることで性暴力に対抗する力を強化することも重要です。例えば、グッドライフ・モデル (Ward, 2002) は、人間にとって重要とされる基本的な10の財 (生活・知識・遊びや仕事の上達・主体性・安らぎ・よい人間関係・集団に属する・精神性・幸福・創造性) の充実度を確認し、これらを社会適応的にバランスよく実現できることを目標とするというものです。

3. 児童生徒の相談・指導体制の見直し

研究では、「一人の生徒との一対一の面談が複数回、長時間に及ぶことがある」、「自分の携帯電話から児童生徒と連絡を取ることがある」など、対象者に接近して加害機会を積極的に作り、性暴力の実行に至っている加害教員像が浮き彫りにされました。つまり、加害教員の相談・指導方法・場所について他の教員に把握がされていなかった、あるいは許容されていたことが窺われるのです。複雑で重篤な課題を抱えるために、丁寧な相談・指導が必要とされる児童生徒については、一人の教員に任せきりするのではなく、学年あるいは学校全体でその児童生徒の課題と相談・指導の進捗状況を共有できる体制整備と密室をつくらない工夫が必要とされます。

4. 仕事以外の課題がリスク要因になり得ることも頭の片隅に置く

加害教員は、学校での仕事や対人関係の不全感も高まっていました。家族や恋人との親密な関係の不全感も多く見られました。時には飲酒やギャンブルが性暴力に関連することもあります。日常の何気ない様子から、または、私生活について漏らす不満についても重要な情報になります。

5. 「生命の安全教育」を利用した暴力を許さない意識の醸成

時間はかかりますが、教員と児童生徒が「暴力・加害・被害」について共通の認識を育て、暴力に頼らない指導や解決方法を身につけることが重要です。

被害通報・相談対応の課題

「そんなことをする先生ではない、勘違いだろう」、「あなたが誘ったのではないか」などと訴えを信用してもらえずに非難や無視、嫌がらせを受けた」、「加害者への責任追及に時間がかかり、安全に学習継続できるような環境づくりが迅速に行われないうまま被害を重ね、注意力や集中力が低下を続け学業不振に陥った」、「結局、不登校・転校・退学に追い込まれてしまった」などの二次被害の報告もあります (内閣府, 2018)。

前述の「教職員性暴力防止法」では、「被害児童生徒等を適切かつ迅速に保護する」が強調され、◎人権と特性に配慮して名誉と尊厳を害しないように注意する、◎加害教員との接触を避ける等の措置を迅速に講ずる、◎医療、心理、福祉、法律の専門家の協力を得つつ、保護及び支援を継続的に行う「被害通報・相談体制の整備」が求められています。

性暴力による被害児童生徒の精神的被害の影響を周知しておくこと、特に管理職は、専門家に協力を得る手順を含めた相談受理・保護プロセスのコミュニケーションを日頃から行っていることが大切になります。

文献

- ・ Finkelhor D. 1984 *Child sexual abuse*. Free Press.
- ・ 警察庁、平成29年度犯罪被害類型別調査結果報告書
- ・ 内閣府男女共同参画局、2018 若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業「報告書」
- ・ Ward T. 2002 Good lives and the rehabilitation of sexual offenders: Promises and problems. *Aggression and Violent Behavior*. 7. 513-528